

下水道使用料等の改定

境港市公共下水道条例等の改正により、公共下水道使用料および弥生下水処理施設使用料が下記のとおり改定されます。

●新料金の適用開始時期

- ◇奇数月請求の地区 5月請求分(4・5月分)
- ◇偶数月請求の地区 6月請求分(5・6月分)

●料金表 (2カ月当たり、税込み、円)

使用料区分(汚水量)		旧	新
基本 使用料	20 m ³ まで	2,122	2,414
	20 超～40 m ³	157.50	178.50
超過 使用料 (1 m ³ 当り)	40 超～100 m ³	201.60	据置
	100 超～200 m ³	259.35	
	200 超～1,000 m ³	304.50	
	1,000 超～2,000 m ³	317.10	
	2,000 m ³ 超	328.65	

※40 m³超の超過使用料は現行のまま据置きます。

●使用料(2カ月分)の例

- 20 m³以下の場合 2,414円 (292円増)
- 30 m³の場合 4,199円 (502円増)
- 40 m³の場合 5,984円 (712円増)
- 40 m³を超える場合 (すべて712円増)

●問合せ先

下水道課普及係 (☎ 45-5656)

チャーター便で行く マカオ・香港・深圳4日間

米子空港の滑走路延長記念の第2弾として、3月にチャーター便が運航されます。

3連休を利用して世界遺産の街「マカオ」、世界三大夜景の街「香港」、発展都市「深圳」へ!

●と き 3月19日(金)～22日(月・祝)

●行 先 マカオ・香港・深圳

(コースによって行先が異なります)

●申込み期限 2月19日(金)

●旅行代金 98,000円～168,000円

※別途、燃油サーチャージ、
現地空港税等が必要です。

●申込み先 主要旅行会社

●問合せ先

(株)農協観光鳥取支店
(☎ 0857-26-0602)



各種手当

身体障害者手帳や療育手帳などをお持ちの人は、手続きの際にご持参ください。

※すべて所得制限があります。

【特別児童扶養手当】

●対象

身体や知的、精神に障がいがあり、日常生活で常に介護を要する20歳未満の児童を養育している人

●手当額(月額1人当たり)

- ◇重度障がい児 50,750円
- ◇中度障がい児 33,800円

●申請に必要なもの

戸籍謄本、住民票(世帯全員)の写し、診断書(所定のもの)、印章

【特別障害者手当】

●対象

重度の障がいがあり、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅の人

●手当額(月額) 26,440円

●申請に必要なもの

診断書(所定のもの)、印章、所得状況届、前年の年金受給額が分かるもの

【障害児福祉手当】

●対象

重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の在宅の人

●手当額(月額) 14,380円

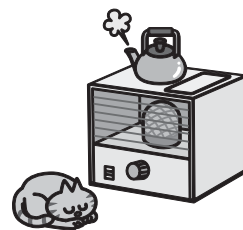
●申請に必要なもの

診断書(所定のもの)、印章、所得状況届

※特別児童扶養手当と障害児福祉手当は、併給が可能です。

●申請・問合せ先

福祉課福祉係
(☎ 47-1121)



図書館の休館

市民図書館では、図書整理のため次の期間を休館します。

●期 間 2月18日(木)～28日(日)

※28日(日)は月末休館日です。

●問合せ先 市民図書館

(☎ 47-1099)